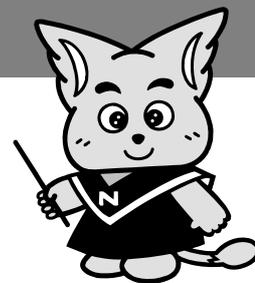


国民年金だより



年金加入記録の確認について

年金加入記録についてのご相談につきましては、県内の社会保険事務所等の窓口で行っているほか、専用フリーダイヤルやインターネットからも確認いただくことができます。是非ともご利用ください。

【電話相談】

年金記録照会専用フリーダイヤル「ねんきんあんしんダイヤル」

0120 - 657830 24時間、土・日曜日に対応

お電話では、原則として、皆さまの基礎年金番号や生年月日をお尋ねし、後日、回答票を郵送させていただきます。

ご自身の基礎年金番号（年金手帳に記載されております。）をご用意ください。

お手元に届いた回答票のお問い合わせや一般の年金相談は、

「ねんきんダイヤル」へ！ 0570 - 05 - 1165

通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

月～金曜日 8:30～17:15

ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は19:00まで受付

第2土曜日 9:30～16:00

祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

【インターネット】

年金を受給されていない方は、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）「年金個人情報提供サービス」から、ユーザーID・パスワードを取得していただければ、いつでも年金記録がパソコンで確認できます。

ユーザーID・パスワードは申込みから2週間程度で郵送されます。

国民年金保険料の年末調整や確定申告は、 「領収書」・「証明書」の添付が必要です

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象（非課税）となります。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告することができます。

年末調整や確定申告の手続きの際、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書（証明内容は、本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です）又は領収書が必要となりますので、控除証明書又は領収書は大切に保管してください。

控除証明書の送付について、国民年金保険料を平成19年1月1日から10月1日までの間に納付された方は、平成19年11月上旬に送付しております。また、平成19年10月2日から12月31日までの間に納付された方は、平成20年2月上旬に送付することとしております。

なお、詳しくは、社会保険事務所窓口までお問い合わせください。

また、控除証明専用ダイヤル（ ）もご利用ください。

0570 - 00 - 9911（平成19年11月1日～平成20年3月14日 平日9:00～17:00）